

最低制限価格の算出方法

(平成25年6月1日以降に入札等公告を行う案件)

1. 予定価格を超過した札及び予定価格の70%(円未満切捨)未満の札を落札外とする。
2. 有効札を入札価格の順に並べ、そのうち予定価格の80%の額(円未満切捨)以上の札を最低制限価格の算出対象とする。
3. 最低制限価格算出対象の札のうち、最低価格から算出対象となる札の個数の4/5(1未満切捨)の個数の札の平均額(円未満切捨)に95%を乗じた額(千円未満切捨)【A】を算出する。
4. 予定価格の90%の額(千円未満切捨)【B】を算出する。
5. 上記により算出した【A】と【B】の額を比較し、その結果により次のとおり最低制限価格を定める。

【A】が予定価格の90%以下(【A】 ≤ 【B】)となった場合
・・・・・・・・最低制限価格は、【A】

【A】が予定価格の90%超(【B】 < 【A】)となった場合
・・・・・・・・最低制限価格は、【B】

上記算出にあたり、最低制限価格の算出対象となる札が3以下となった場合は、予定価格の75%の額(千円未満切捨)を最低制限価格とする。

予定価格が10,000円未満の案件では、上記算出にあたり「千円未満切捨」とあるのを「円未満切捨」と読み替えるものとする。

落札候補者が落札者になることができない場合においても、最低制限価格の算出にあたっては、その者の入札価格を使用する。

〈例〉

予定価格 = 10,000,000 円					
入札者	入札価格	率	最低制限価格の算出	結果	
1	A社	7,500,000	75.0%	<p>有効札を入札価格順に並べ、予定価格の 80% (円未満切捨) 以上の 14 社 (C~P社) の札を最低制限価格の算出対象とする。</p> <p>最低制限価格算出対象となった 14 社のうち、最低価格から 8 割の個数 (端数切捨) の 11 社 (C~M社) の平均額 (円未満切捨) に 95% を乗じた額 (千円未満切捨)</p> $96,800,000 \text{ 円} \div 11 \text{ 社} \times 95\%$ $= \underline{8,360,000 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{【A】}$ <p>予定価格の 90% の額 (千円未満切捨)</p> $10,000,000 \text{ 円} \times 90\%$ $= \underline{9,000,000 \text{ 円}} \cdots \cdots \text{【B】}$ <p>【A】と【B】の額を比較すると、【A】が予定価格の 90% 以下 (【A】\leq【B】) なので、最低制限価格は、【A】<u>8,360,000 円</u>となる。</p> <p>よって、最低制限価格 8,360,000 円の直近上位の E 社 8,480,000 円が落札 (候補) となる。</p>	落札外
2	B社	7,980,000	79.8%		落札外
3	C社	8,000,000	80.0%		落札外
4	D社	8,330,000	83.3%		落札外
5	E社	8,480,000	84.8%		落札
6	F社	8,500,000	85.0%		
7	G社	8,620,000	86.2%		
8	H社	8,750,000	87.5%		
9	I社	8,980,000	89.8%		
10	J社	9,000,000	90.0%		
11	K社	9,280,000	92.8%		
12	L社	9,360,000	93.6%		
13	M社	9,500,000	95.0%		
14	N社	9,680,000	96.8%		
15	O社	9,870,000	98.7%		
16	P社	9,900,000	99.0%		